

社会的影響評価について

グループマネージャーおよびグループメンバーは、F S Cの原則および規準を遵守し計画的かつ適切な森林管理を進め、木材の生産販売を適切に管理するため、グループマネージャーおよびグループメンバーによる社会的影響評価を継続的に実施する。

◆ 社会的影響評価の実施

1. 常日頃から地域住民や利害関係者とのコミュニケーションを心掛ける。
2. 地域住民や利害関係者の意見等は各自が別紙様式17「社会的影響評価に関する記録」により記録保管し、グループメンバー会議において、或いは必要に応じて随時グループマネージャーに報告する。
3. グループマネージャーはグループメンバー会議において、或いは必要に応じて随時グループメンバーに報告する。

◆ 結果の協議と対応

1. グループメンバー会議において報告された内容について、メンバーで協議し、グループ森林の適切な管理に役立てる。
2. 協議の結果、対応や改善が必要な事項が認められた場合は、その対応について検討し速やかに対応策を講じる。
3. グループマネージャーは、その結果を別紙17「社会的影響評価に関する記録」により記録保管するとともに、F S Cの年次監査の際に認証機関に報告する。

社会的影響評価に関する記録

実施日 平成 年 月 日 ()

実施者

対象者

実施場所

内 容

評 価

対 策
